

指名委員会等設置会社制度の改善に関する研究会 指名委員会等設置会社制度の改善に関する提言

第1 はじめに

指名委員会等設置会社制度は、米国の上場会社に典型的な企業統治の構造（いわゆるモニタリング・モデル）を参考にしつつ、当時の社外取締役に関するわが国の現状を踏まえて平成14年商法改正により導入された「委員会等設置会社」制度を前身とするものであり、委員会等設置会社制度の導入後、名称等が変更された以外に実質的な改正はなされていない。現行の指名委員会等設置会社制度に対しては、指名委員会等設置会社に既に移行している企業からは概ね良好な評価がなされており、監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社を含む会社法上の3つの選択可能な機関設計における制度間競争により、わが国企業のコーポレートガバナンスの質の向上にも大いに貢献しているとの評価もある。

現状では、東京証券取引所（以下「東証」という）に上場している全上場会社のうち、監査等委員会設置会社の数は1,621社（全体の42.3%）¹、指名委員会等設置会社の数は95社²（TOKYO PRO Market 及び外国会社を除く2024年11月末時点における東証の全上場会社数3,826社の約2.5%）である。また、東証プライム市場に限ると、監査等委員会設置会社の数は726社（全体の約44.2%）、指名委員会等設置会社の数は81社（全体の約4.9%）、さらに、JPX日経400構成銘柄の上場会社に限ると、監査等委員会設置会社の数は135社（全体の約33.9%）、指名委員会等設置会社の数は40社（全体の約10.1%）である³。

会社法上、指名委員会等設置会社において、取締役会の過半数を社外取締役とすることは求められていないが、その理由については、制度が導入された平成14年商法改正の時点では、社外取締役の適任者が限られていると指摘されていた当時のわが国の実情に照らし、取締役会の過半数を社外取締役とすることを要求することは非現実的であったことから、コーポレートガバナンスの中核的領域である指名・報酬・監査の3分野につき指名・報酬・監査の3委員会（以下「必置3委員会」ということがある）を設置することを義務付け、各委員会の構成員の過半数は社外取締役であることとした上で、必置3委員会が

¹ 東証「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」（2024年7月24日）17頁。
² 日本取締役協会「指名委員会等設置会社リスト（2024年10月24日現在）」（<https://www.jacd.jp/news/iinkaisecchi2.pdf>）にて閲覧可能。
³ 東証・前掲（注1）17頁。

行った決定を（社内取締役が多数を占めていることが想定される）取締役会においても覆すことができないものとするにより、比較的少数の社外取締役（最低 2 名）しか選任されていない場合でも、社外取締役が過半数を占める取締役会と同等の監督機能を有する取締役会を実現することができるようにすることを意図したものであると説明されている⁴。実際に、平成 12 年（2000 年）に東京弁護士会会社法部が全国証券取引所上場会社（2,445 社）に対して実施したアンケート調査によれば、社外取締役を選任していると回答した上場会社の割合は 35.3%（回答した 939 社中の 331 社）であり、社外取締役の人数については、そのうち 76.7%（331 社中の 254 社）が 1 名又は 2 名に留まっていた（社外取締役を選任している上場会社のうち、取締役総数が 8 名から 16 名である会社の割合が全体の約 68%を占めており、平均的な会社の姿としては約 10 名程度の取締役のうち 1 名又は 2 名が社外取締役であると分析されている）⁵。

もっとも、その後、2015 年におけるコーポレートガバナンス・コードの制定と 2018 年及び 2021 年におけるその改訂を経て、現在、取締役会の過半数を独立社外取締役が占めている上場会社の割合は、東証の上場会社全体の 13.4%（3,831 社中の 512 社）、東証プライム市場の上場会社の 20.3%（1,642 社中の 334 社）、JPX 日経 400 構成銘柄の上場会社の 26.4%（398 社中の 105 社）に至っており⁶、さらに、TOPIX100 登載企業（2024 年 10 月 16 日時点）のうち 43 社では、取締役会の過半数を社外取締役が占めているなど⁷、取締役会に占める社外取締役の割合及び社外取締役に期待される役割の拡大等、わが国の上場会社を巡るコーポレートガバナンスの状況は、平成 14 年商法改正当時から大きく進展している。また、いわゆるモニタリング・モデルの範疇に属する企業統治形態である監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の数が東証の全上場会社の半数近くに迫り、法定及び任意の指名委員会・報酬委員会を設置している上場会社の割合が東証プライム市場の上場会社のそれぞれ 90.6%・92.2%、JPX 日経 400 構成銘柄の上場会社のそれぞれ 95.3%・96.0%にまで達する一方で⁸、その大半は、監査等委員会（監査等委員でない）取締役の選解任や報酬についての意見陳述権を会社法上付与されており、任意の指名委員会・報酬委員会との権限・役割の重複が指摘されている監査等委員会設置会社であって、いささかバランスが悪い状態となっている（前述のとおり、東証の全上場会

4 始関正光編著『Q&A 平成 14 年改正商法』（商事法務、2003）70 頁。

5 東京弁護士会会社法部編『執行役員・社外取締役の実態－商法改正の方向を含めて－』別冊商事法務 243 号（2001）113－116 頁。また、平成 13 年（2001 年）に日本監査役協会が全国の上場会社及び同協会の会員である非上場会社の合計 4,455 社に対して実施したアンケート調査によれば、回答した 3,049 社のうち社外取締役を選任している会社は 47.0%であり、1 社当たりの社外取締役の平均人数は 2.5 人であった（日本監査役協会「2001 年における監査役制度の運用実態に関する調査結果報告書〈2002 年 1 月〉」月刊監査役 454 号（2002）22 頁）。

6 東証・前掲（注 1）6 頁。

7 日本総合研究所・山田英司「コーポレートガバナンスの日米英比較（2024 年アップデート）」（2024 年 10 月 16 日）20 頁。

8 東証・前掲（注 1）9 頁・12 頁。

社のうち、監査等委員会設置会社は全体の約 42.3%を占めるのに対して、指名委員会等設置会社の割合は約2.5%であり、東証プライム市場の上場会社でも、監査等委員会設置会社は全体の約 44.2%を占めるのに対して、指名委員会等設置会社の割合は約 4.9%、さらに、JPX 日経 400 構成銘柄の上場会社でも、監査等委員会設置会社は全体の約 33.9%を占めるのに対して、指名委員会等設置会社の割合は約 10.1%) との声も聞かれる。

このようなわが国の上場会社を巡るコーポレートガバナンスの高度化の進展に鑑みると、制度導入から既に 20 年以上が経過し、現行の指名委員会等設置会社制度が前提としている、社外取締役の適任者が限られていたという平成 14 年商法改正当時のわが国の実情とは大きな乖離が生じていることは否定できず、このようなわが国におけるコーポレートガバナンスの高度化の状況に合わせた制度の見直しを行うべき時期に至っていると考えられる。

上記のように、わが国において、取締役会に占める社外取締役の割合を高めることなどを通じて取締役会と執行側との分離を進め、取締役会の監督機能を強化することで、実質的にモニタリング・モデルを志向する上場会社が増加してきている一方で、指名委員会等設置会社制度に対しては、いくつかの問題点が指摘されている。代表的なものを挙げるとすれば、①必置 3 委員会（とりわけ指名委員会）の委員を務めることができる資質、能力、経験等を有する十分な数の社外取締役候補者となる人材を確保することが容易ではないという外在的な要因のほかに、②制度面で、必置 3 委員会は、それぞれの権限の範囲内では取締役会の決議をもってしても覆すことができない専決的決定権を有するものとされている（この点は、定款によっても変更ができないとされている）など、必置 3 委員会（特に指名委員会）の権限が米国の上場会社と比較して強すぎる上に、③必置 3 委員会の権限を含む指名委員会等設置会社の制度全体が硬直的で柔軟性に欠けるといえる点が指摘されている。

当研究会では、政府が 2024 年 6 月 21 日に閣議決定の上公表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（以下「実行計画 2024 年改訂版」という）において、「コーポレートガバナンス改革について、指名委員会等設置会社制度の運用実態の検証と改善検討を含め、継続して進める」（VII.1.(3)）とされるなど、近時、指名委員会等設置会社制度についての改善・検討の動きが見られることを受けて、指名委員会等設置会社制度に関する問題点として指摘されている点のうち、特に制度面に焦点を当てて、主に、(a)（モニタリング・モデルに基づく企業統治形態のうち代表的な受け皿として用意されている）指名委員会等設置会社の機関設計を採用することがモニタリング・モデルへのコミットメントになるという性格を弱めることがないように留意しつつ、モニタリング・モデルを志向する会社にとって、指名委員会等設置会社が現実的に選択可能な機関設計となるためには、どのような制度改善を行うべきか、(b)現行の指名委員会等設置会社制度において、モニタリング・モデルに不可欠ではない仕組みで、指名委員会等設置会社制度を採用することを躊躇・断念させる理由となっているものがないかという観点から、指名委員会の権限についての見直しの要否を含む指名委員会等設置会社制度の在り方全般に

ついて、議論・検討を行った⁹。

本提言は、当研究会（メンバー等は**別紙1**参照）において2024年9月から2025年1月にかけて4回に亘って行われた議論や日本取締役協会の指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社である正会員を対象に実施されたアンケート調査（以下「本アンケート調査」という）の結果を踏まえて、現行の指名委員会等設置会社制度を改善するために改正すべきものと考えられる事項及び運用面での改善が望まれる事項につき、提言として取りまとめたものである。当研究会においては、上記のような平成14年商法改正当時からの上場会社を巡るコーポレートガバナンスの高度化の進展に合わせて現行の指名委員会等設置会社制度の見直しの検討を行うべきであるとの点では意見の一致が見られたが、後記第2の指名委員会等設置会社制度の改善提言に記載した具体的な制度の見直しの在り方については、完全な意見の一致までには至っていないものや、引き続き検討する必要があるものも含まれている（特に指名委員会の権限については、当研究会で検討した制度改正案のいずれに対しても賛否両論の意見があったため、いずれか一案に絞るのではなく、両論併記の形で提言することとしている）。

今後、次期会社法改正に至る法制審議会等で指名委員会等設置会社制度の改正が検討される場合には、当研究会の提言も参考としつつ、多角的な視点から指名委員会等設置会社制度の改善に向けた検討が進められることを強く期待したい。

なお、実行計画2024年改訂版が主として上場会社のコーポレートガバナンス改革を念頭に置いていることを踏まえ、以下、単に「会社」とあるのは、公開会社であって、取締役会設置会社及び会計監査人設置会社である「株式会社」を意味するものとする。

第2 指名委員会等設置会社制度の改善提言

監査等委員会設置会社制度が平成26年会社法改正で導入され、制度導入から約10年で急速に上場会社の間で普及している一方で、同じモニタリング・モデルの範疇に属する企業統治形態である指名委員会等設置会社制度は、平成14年商法改正により導入され、既に20年以上が経過しているにも拘らず、監査等委員会設置会社制度と比較して上場会社の間でかかる機関設計を選択する会社の数が少数に留まるなど、指名委員会等設置会社制度については、その制度導入以来、わが国の上場会社を巡るコーポレートガバナンスの高度化

⁹ 当研究会においては、現行の会社法上、指名委員会等設置会社と監査等委員会設置会社が選択可能な機関設計として併存している状況を解消し、機関設計を、委員会型と監査役型の2類型に整理することも考えられるのではないかと意見があった。この点、指名委員会等設置会社制度における必置3委員会の権限等の見直しを行う場合、監査等委員会設置会社において任意の委員会を設置した場合の規律や監査等委員会に関する規律と類似することになる面が生じることも否定できないため、将来的には現行の会社法上の3つの機関設計（指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社）の在り方自体を見直すことを検討することが望ましいと考えられるが、この点については、実行計画2024年改訂版で言及されているのが、専ら指名委員会等設置会社に限られていること等に鑑み、長期的な課題として提示するに留めることとし、当研究会においては指名委員会等設置会社制度の改善検討に焦点を当てることとした。

の状況に合わせた実質的な改正がなされることがなかったこともあって、わが国の会社（特に上場会社）において、現実的に選択可能な機関設計となることを阻害する課題が生じていると評価せざるを得ない。

かかる現状に鑑み、指名委員会等設置会社への移行を躊躇・断念させる要因となっているのではないかと思われる制度的な課題を解消するとともに、現行の指名委員会等設置会社制度において解釈上疑義があり得る点を解消すべく、現行の指名委員会等設置会社制度について、以下のような改正をすることを提言する。

1 指名委員会の権限

現行の会社法上、指名委員会の権限は、株主総会に付議すべき取締役の選任及び解任に関する会社提案議案の内容を決定することであることを前提とした上で、以下のA案又はB案のとおりとする。

【A案】 取締役会の過半数が社外取締役である場合には、取締役会の決議により、株主総会に付議すべき取締役の選任及び解任に関する会社提案議案の内容についての指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正することができるものとし（取締役会の過半数が社外取締役でない場合には、現行どおり、取締役会は指名委員会の決定内容を修正することができないものとする）、かかる修正がなされた場合には、取締役会による修正後のものを最終的な会社提案議案とし、指名委員会は、その内容について株主総会における意見陳述権を有する（意見陳述の内容は株主総会参考書類に記載する）ものとする。

【B案】 取締役会の過半数が社外取締役である場合には、指名委員会の権限を、①現行の指名委員会のものと同様とする（最終決定機関型）又は②取締役の選任及び解任に関する発議（取締役会への提案）・勧告をする権限のみとする（勧告・発議機関型）のいずれとするかを、取締役会の決議をもって選択できるものとする。

（注1） 【B案】を採用した場合で、会社が②の勧告・発議機関型を選択したときは、取締役の選任及び解任に関する株主総会に付議すべき会社提案議案の内容の決定は取締役会の専決事項とし（執行役への決定権限の委任はできないものとする）、指名委員会には、取締役の選任及び解任に関する発議（取締役会への提案）・勧告をする権限に加えて、その内容に関する株主総会における意見陳述権を付与する（意見陳述の内容は株主総会参考書類に記載する）こととする。

（注2） 【B案】を採用した場合で、会社が②の勧告・発議機関型を選択したときは、指名委員会の権限を、取締役会の決議をもって、株主総会に付議

すべき取締役の選任及び解任に関する会社提案議案の内容についての発議（取締役会への提案）・勧告だけでなく、CEO その他の役付執行役の選定及び解職や執行役の選任及び解任に関する発議（取締役会への提案）・勧告をする権限にも拡大できるようにするかについては、所要の検討を行う。

（注3） 【B案】を採用した場合、指名委員会の権限を①の最終決定機関型又は②の勧告・発議機関型のいずれとするかに係る取締役会の決議の内容等を、事業報告で開示することを義務付けることとする。

（補足説明）

- (i) 指名委員会の会社法上の権限は、株主総会に提出する取締役¹⁰の選任及び解任に関する議案の内容を決定することであるが（会社法404条1項）、実務上は、取締役会規則や指名委員会規則等の指名委員会に関する社内規程において、指名委員会の法定の権限に加えて、CEO その他の役付執行役の選定又は解職や執行役の選任又は解任、（会社法上の「役員」ではない）執行役員の選任又は解任、重要子会社の役員等の選任又は解任、CEO等の後継者計画の策定・決定等を、指名委員会の決議事項¹¹又は審議事項と規定している例も、少なからず存在するようである。もっとも、指名委員会の法定の権限である株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容の決定以外の事項については、会社法上は取締役会が最終的な決定権限を有しており（同法416条1項乃至3項）、たとえ指名委員会に関する社内規程においてこれらの事項を任意に指名委員会の決議事項又は審議事項としている場合であっても、法的には取締役会において指名委員会の判断と異なる内容の決定を行うことは何ら妨げられるものではなく、取締役会の決定が会社を拘束する最終的な決定となる¹²。これは、取締役会の監督機関としての役割を重く見ているためである。また、東証が取りまとめたコーポレートガバナンス・コードの補充原則4-1③においても、CEO等の後継者計画の策定・運用は取締役会が主体的に関与するとともに適切に監督を行うべきものとされている。

それにも拘らず、実務においては取締役会及び指名委員会それぞれの役割及び権限が必ずしも十分には理解されておらず、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容以外の事項についても、およそ「指名」に関するあらゆる事項については指名委員会が最終的な決定権限を有しているといった、指名委員会の権限につ

¹⁰ 会計参与設置会社にあつては、この部分は「取締役及び会計参与」であるが、以下、会計参与については言及を省略する。

¹¹ もっとも、指名委員会の「決議事項」と定めている場合であっても、指名委員会で決議した内容を取締役会に対して提案・勧告するに留まり、最終的な決定は取締役会が行うとの運用としている会社も存在するようである。

¹² もっとも、この点に明示的に言及する書籍等はあまり見かけないのが実情である。

いての（漠然とした）誤解によって、指名委員会等設置会社への移行を躊躇・断念する会社も相当数存在するのではないかと思われる。そこで、先ずは上記のような指名委員会の権限についての誤解を解き、実務において、場合によっては法務省民事局等による適切な啓発活動等を通じる等して、指名委員会の会社法上の権限について正確かつ適切な理解が周知徹底されるようにする必要があると考えられる。

- (ii) 会社法上、指名委員会等設置会社においては各委員会の委員の過半数を社外取締役とすることが求められている一方で（会社法400条3項）、取締役会の過半数を社外取締役とすることが求められていないのは、前述のとおり、委員会等設置会社制度（現在の指名委員会等設置会社制度）が導入された平成14年商法改正の時点では、社外取締役の適任者の数が限られていたという背景があった。即ち、平成14年商法改正の当時において、取締役会の過半数を社外取締役が占めることを要求することも検討されたが、社外取締役の適任者が限られていると指摘されていた当時のわが国の実情に照らして、そのような要求を課すことは非現実的であったことから、コーポレートガバナンスの中核的領域である指名・報酬・監査の3分野につき必置3委員会を設置することを義務付け、各委員会の構成員の過半数は社外取締役であることとした上で、必置3委員会が行った決定を（社内取締役が多数を占めていることが想定される）取締役会においても覆すことができないものとするにより、比較的少数の社外取締役（最低2名）を構成員としながらも、社外取締役が過半数を占める取締役会と同等の監督機能を有する取締役会を実現することができるようにすることを意図したものであると説明されている^{13 14}。

しかし、2015年におけるコーポレートガバナンス・コードの制定と2018年及び2021年におけるその改訂を経て、現在、取締役会の過半数を独立社外取締役が占めている上場会社の割合は、東証の上場会社全体の13.4%（3,831社中の512社）、東証プライム市場の上場会社の20.3%（1,642社中の334社）、JPX日経400構成銘柄の上場会社の26.4%（398社中の105社）に至っており¹⁵、また、TOPIX100登載企業（2024年10月16日時点）のうち43社では、取締役会の過半数を社外取締役が占めている¹⁶。さらに、現在、指名委員会等設置会社のうち取締役会の過半数を社外取締役が占めている会社の割合は80%（95社中の76社）であるなど¹⁷、取締

¹³ 始関・前掲（注4）70頁。

¹⁴ 平成14年商法改正当時においても、取締役会にその監督機能を十分に発揮させるため、代表執行役の選定・解職や執行役の選任・解任、さらには各委員会を構成する委員の選定・解職等の決定権限は、意識的に（指名委員会の権限ではなく）取締役会の権限とされている（旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（昭和49年法律第22号）21条の13第1項及び第6項、同条の15第1項本文、同条の8第5項）。

¹⁵ 東証・前掲（注1）6頁。

¹⁶ 日本総合研究所・前掲（注7）20頁。

¹⁷ 日本取締役協会・前掲（注2）参照。

役会に占める社外取締役の割合等、わが国の上場会社を巡るコーポレートガバナンスの状況、特に社外取締役の有用性に対する理解は平成 14 年商法改正当時から著しく変容しており、少なくとも取締役会の過半数が社外取締役である会社については、指名委員会に取締役会であっても覆すことができない決定をする権限を付与することとした平成 14 年商法改正当時の前提は、もはや妥当しないと考えられる。

また、当研究会においては、取締役の人事（株主総会に付議すべき選任・解任議案に係る取締役候補者の決定）を指名委員会の委員である少数の取締役のみがコントロールすること（指名委員たる取締役の人事については、他の取締役が口を出せなくなってしまうことや、指名委員である取締役が自らの任期をお手盛りで決定できてしまうこと等）の弊害を指摘する意見もあり、さらに、本アンケート調査では、監査等委員会設置会社又は監査役会設置会社である正会員から、取締役会の過半数が社外取締役である場合には、指名委員会の決定事項（株主総会に付議すべき取締役の選任及び解任に関する会社提案議案の内容）について、取締役会が業務執行者の業務執行を監督するというモニタリング・モデルの本来の在り方に立ち返って、監督機関である取締役会が何らかの形で関与する余地を認めるべきではないかとの意見もあった。

そこで、【A 案】のとおり、取締役会の過半数が社外取締役である場合において、株主総会に付議すべき会社提案議案の内容につき取締役会と指名委員会との意見が異なる場合は、取締役会がその責任で指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正することを認め（取締役会の過半数が社外取締役でない場合には、現行どおり、取締役会は指名委員会の決定内容を修正することができないものとする）¹⁸、かかる修正がなされた場合には、取締役会による修正後のものを最終的な会社提案議案とすることにした上で¹⁹、株主に対して取締役の人事につき十分な判断材料を提供する観点から、会社提案議案の内容につき、会社法上、指名委員会に株主総会における意見陳述権を付与する（意見陳述の内容は株主総会参考書類に記載する）ことが考えられる。

¹⁸ 当研究会では、株主総会に付議すべき会社提案議案の内容について取締役会と指名委員会との意見が異なる場合に、【A 案】のように取締役会に指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正することを認めるのではなく、取締役会の決議により、指名委員会に会社提案議案についての審議を差し戻す（再度の審議・決定を求める）ことができるとするとの案も検討したが、これに対しては、実務上、差し戻した後も依然として取締役会と指名委員会との意見が一致せず、株主総会に付議すべき会社提案議案の内容が決まらないとの事態が懸念されるとの意見があった。かかる実務上の懸念を踏まえると、取締役会と指名委員会との意見が異なる場合には、最終的には取締役会がその責任をもって指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正することを認めるのが合理的であると考えられる。

¹⁹ 現行の会社法上、取締役会は、指名委員会が決定した取締役の選任及び解任に関する議案をそのまま株主総会に付議する会社提案議案として、株主総会の招集を決定する必要があると解されている（龍田節＝前田雅弘『会社法大要〔第 2 版〕』（有斐閣、2017）131 頁、始関・前掲（注 4）89 頁）。【A 案】を採用した場合において、取締役会が指名委員会の決定内容を修正しないと判断した場合には、取締役会は、指名委員会が決定した内容をそのまま株主総会に付議する会社提案議案として株主総会を招集することとなり、指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正した場合には、取締役会による修正後の内容のものを株主総会に付議する会社提案議案として株主総会を招集することになると考えられる。

このように、【A 案】において、取締役会が指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正することができるとする際の理論的な説明としては、取締役会の過半数が社外取締役である場合には、監査等委員会設置会社や監査役会設置会社と同様に、取締役の人事権（株主総会に付議すべき選任・解任議案に係る取締役候補者の決定権限）は、取締役会が業務執行者の業務執行を監督するというモニタリング・モデルの本来の在り方に立ち返って、監督機関である取締役会が有するとした上で、取締役会からの委任を受けて指名委員会がその権限の一部を行使するとの構成をとることで、取締役会は、自らが有する人事権の行使として指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正する（即ち、取締役会がその責任で最終的な会社提案議案の内容を決定する）ことを認め、取締役会による修正後の内容を最終的な会社提案議案とする、と説明することが考えられる。

この点、現行の指名委員会等設置会社制度においては、指名委員会は取締役会の内部委員会として位置付けられているものの、取締役会の監督機能を強化するための方策として、社外取締役が過半数を占める指名委員会に人事権を付与し、これを指名委員会が取締役会から独立して自律的に行使するものとされており（即ち、取締役会から委任を受けた権限という構成はとられていない）、それ故、指名委員会の決定を取締役会が覆すことはできないと解されている²⁰。もっとも、上記のとおり、指名委員会を取締役会であっても覆すことができない決定をする権限を付与することとした平成 14 年商法改正当時の前提は、社外取締役が取締役会の過半数を占める上場会社の数も相当程度増加するに至った現在では、もはや妥当しないと考えられるため、理論的な整理として、人事権は指名委員会の専属的権限として取締役会から独立して自律的に行使されるとの現行法上の建付けを変更するのが合理的であると考えられる。

このように考えると、【A 案】は、平成 14 年商法改正当時からの上場会社を巡るコーポレートガバナンスの高度化の進展に合わせた現行の指名委員会等設置会社制度の見直しとして理に適うものであり、指名委員会等設置会社の機関設計を採用することがモニタリング・モデルへのコミットメントになるという性格を弱めることもなく、また、（【B 案】と比較すると）指名委員会の権限に関する会社法の規律を複雑にするものではないと評価できると考えられる。

なお、【A 案】に対しては、特に指名委員会等設置会社に既に移行している会社等から、会社法上の指名委員会の権限を弱めるものであり、コーポレートガバナンスの後退と評価されるおそれがあるのではないかとの意見もあった。もっとも、【A 案】は、指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正することができるのは（現行の指名委員会の構成と同様に）取締役会の過半数が社外取締役で構成されている場合に限定しており、また、そもそも現行の指名委員会等設置会社制度においても、取締役全員を指名委員会の委員とすることで、取締役会の決定をもって指名委員会の決定とする

²⁰ 始関・前掲（注 4）108-109 頁。

こと（即ち、【A案】を採用した場合と実質的に同様のこと）も制度上は実現可能である²¹。また、取締役会が業務執行者の業務執行を監督するというモニタリング・モデルの本来の在り方からすれば、特に社外取締役が取締役会の過半数を占めている場合には、かかる本来の在り方に立ち返って、取締役の人事についての決定権（株主総会に付議すべき選任・解任議案に係る取締役候補者の決定権限）は、監督機関である取締役会が有するとすることは、ごく自然であると考えられる。以上に鑑みれば、【A案】を採用するとしても現行の会社法の規律よりも指名委員会等設置会社のコーポレートガバナンスを後退させるものではなく、むしろ、取締役会の過半数を社外取締役にすることを促すことにも繋がり、わが国のコーポレートガバナンスの向上に資すると考えられる。

これとは別に、【A案】に対しては、当研究会において、実務上、取締役会と指名委員会との対立を招きかねないことが懸念されるといった意見や、いったん指名委員会で決定された内容を取締役会全体の決議をもって修正することは（取締役会と指名委員会との対立が顕在化することへの懸念等にも鑑みると）そもそも現実問題として容易ではないことに加えて、レピュテーションの問題や「お家騒動」的印象を与えかねないことに照らすと事実上不可能に近いと、このような制度設計は實際上ワークしないとの強い反対意見もあった。従って、仮に【A案】を採用する場合には、これらの意見に示された実務上の懸念等に対処する見地からは、取締役の選任及び解任に関する株主総会に付議すべき会社提案議案の内容について取締役会と指名委員会との意見とが異なる場合に、取締役会において指名委員会の決定内容を直ちに修正するのではなく、まずは指名委員会に対して再考を促し再度の審議・決定を求めるといった実務上の運用・工夫がなされることが期待される。

²¹ もっとも、①指名委員会は、あくまでも取締役会の内部委員会として位置付けられるものであるが（始関・前掲（注4）102頁）、取締役会においても覆すことができない決定を行う権限を有する取締役会とは別の機関として設置されるものであることから（藤田友敬ほか「座談会 会社法における会議体とそのあり方〔Ⅲ〕－取締役会編－」旬刊商事法務 2341号（2023）67頁〔齊藤真紀発言〕参照）、取締役全員を指名委員会の委員とすることで実質的に取締役会と指名委員会を一体のものとすることは、指名委員会等設置会社制度において取締役会と指名委員会とを別の機関として設置することとした趣旨と整合的ではないと考えられ、また、②実務上の観点からも、取締役全員が指名委員会の委員としても活動することとなると（特に報酬委員又は監査委員でもある）各取締役の負担が過度に大きくなるため現実的な選択肢としては考えにくいのではないかと思われる。加えて、③取締役全員を指名委員会の委員とすることで取締役会を指名委員会と看做した場合、取締役会の過半数は社外取締役であるとしても相当数の社内取締役が審議に参加することから情報の非対称性等に鑑みて社内取締役が事実上議論をリードするおそれを否定できず、また、④取締役の選解任等という機微な人事に関する事項は取締役全員で議論することには馴染まず、少人数での議論が必要になることから、結局、諮問委員会としての性格を有する下部組織を設け、そこで議論することの対応とせざるを得ないと考えられるところ、指名委員会（＝取締役会）の下部組織として任意の指名（諮問）委員会を設置することについては、2つの「指名」に関する委員会が設置されることになり、指名委員会等設置会社の機関/組織を却って複雑にすることに加え、特に投資家から見て奇異に映るため、実務上ワークしないと思われる。そのため、【A案】のように、取締役会と指名委員会とは別の機関であるとの建付けを前提に、取締役会の過半数が社外取締役である場合には、取締役会の決議によって指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正することができるとする改正を行うのが、制度設計として合理的であると考えられる。

(iii) 現行の指名委員会等設置会社制度においては必置 3 委員会の設置が強制されることに加えて、必置 3 委員会の権限が法定されているため各委員会の権限が硬直的となっており、柔軟性に欠けるとの指摘もなされている。この点、米国の委員会設置会社においては、一般に、取締役会には委員会の行為を審査 (review) する権限があり、この審査権限の一内容として、委員会の決定を覆すことが可能と考えられており²²、指名委員会 (ないしそれに相当する委員会) も、例えば、ニューヨーク証券取引所の上場規則では、①次期年次株主総会における取締役候補者の選定又は推薦、②コーポレート・ガバナンス・ガイドラインの策定及び取締役会への推薦、③取締役会及び経営陣の評価に関する監督等が求められているに過ぎず²³、指名委員会 (ないしそれに相当する委員会) の権限を、取締役候補者の「推薦」に限定し、最終的な選定 (具体的には、株主総会に対する会社提案に係る取締役選任議案の内容の決定) は取締役会全体の権限として留保することも可能とされており、実際にも、多くの上場会社では、指名委員会 (ないしそれに相当する委員会) の権限は、取締役候補者の「推薦」等に限定されている²⁴ ²⁵。また、英国のコーポレートガバナンス・コードの下で設置が勧告されている、取締役会の内部委員会としての指名委員会の権限についても、取締役と経営陣 (senior management) の指名を主導し、その秩序あるサクセッションに係る計画の整備を確保することであるとされている (コード Section 3, Provision 17²⁶) ²⁷。ドイツでも、コーポレートガバナンス・コードの下で設置が勧告されている、監査役会の内部委員会としての指名委員会 (株主側の代表者のみから構成される) の権限に関しては、株主総会における監査役の選任につき、監査役会に適切な候補者を指名する役割を担うものとされている (コード D.4²⁸)。フランスでも、大規模な上場会社に適用される AFEP-MEDEF コードの下で設置が

²² See THE AMERICAN LAW INSTITUTE, PRINCIPLES OF CORPORATE GOVERNANCE: ANALYSIS AND RECOMMENDATIONS, Section 3.02(b)(4) (1992). 但し、委員会の当該決定により第三者が取得した法的権利を害することはできないものとされる。

²³ NYSE Listed Company Manual 303A.04(b)(i)参照。

²⁴ 実際にも、例えば、マイクロソフト、AT&T、JP モルガン・チェース、AIG、ロッキード・マーティン、エクソン・モービル、ゼネラル・モーターズ、ボーイング、ファイザー、メルク、ジョンソン・エンド・ジョンソン、アッヴィ、ギリアド・サイエンシズ、アムジェン、3M では、指名委員会 (ないしそれに相当する委員会) の規則 (Charter) 上、同委員会の権限は、取締役候補者の「決定」ではなく、「推薦」等に留まるものとされている。

²⁵ 飯田秀総「指名・報酬・監査委員会の目的・役割」日本取締役協会編『社外取締役の教科書』(中央経済社、2020) 152-153 頁も参照。

²⁶ 《https://media.frc.org.uk/documents/UK_Corporate_Governance_Code_2024_a2hmQmY.pdf》参照。

²⁷ BP やユニリーパ等の年次報告書では、指名委員会 (ないしそれに相当する委員会) の主たる責務の一つとして、取締役の指名・再指名につき、候補者を推薦する旨が含まれていることが明記されている。

²⁸ 《https://www.dcgk.de/files/dcgk/usercontent/en/download/code/220627_German_Corporate_Governance_Code_2022.pdf》参照。

勧告されている、取締役会（又は二層制ボードの監査役会。以下同じ）の内部委員会としての指名委員会の権限については、取締役会に適切な取締役候補者を提案することやサクセッション・プランの設計等であるとされている（コード 18.2.1、18.2.2²⁹）。

さらに、本アンケート調査では、指名委員会等設置会社への移行を検討した経験がある監査等委員会設置会社又は監査役会設置会社である正会員から、制度設計の自由度を高めて個別の会社それぞれの実態に応じて指名委員会及び取締役会間の権限分配を決められるようにすることや、指名委員会の権限を株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する会社提案議案の内容について取締役会に提案・勧告をすることに留めて最終的な決定を取締役会の権限とすることが可能となれば、指名委員会等設置会社に移行する際の制度上のハードルは低くなるとの意見もあった。

そこで、個別の会社それぞれのニーズを踏まえて柔軟な制度設計を可能とするという観点からは、【B案】のとおり、取締役会の過半数が社外取締役である場合には、取締役会の決議³⁰をもって、指名委員会の権限を、①現行の指名委員会の権限と同様に、取締役の選任及び解任に関する株主総会に付議すべき会社提案議案の内容の最終決定をする権限（最終決定機関型）又は②取締役の選任及び解任に関する株主総会に付議すべき会社提案議案の内容について取締役会に提案・勧告をする権限（勧告・発議機関型）のいずれとするかを定めることができるようにすることが考えられる。また、【B案】を採用する場合において、会社が上記②の勧告・発議機関型を選択したときは、取締役の選任及び解任に関する株主総会に付議すべき会社提案議案の内容の決定は取締役会の専決事項とする（執行役への決定権限の委任はできないものとする）が、指名委員会には、それに関する株主総会における意見陳述権を付与する（意見陳述の内容は株主総会参考書類に記載する）ことで、株主による取締役に対する監督の実効性を確保することが考えられる。このように、【B案】において、上記②の勧告・発議機関型を採用した場合には、会社法上、指名委員会に株主総会における意見陳述権が付与される（意見陳述の内容は株主総会参考書類に記載する）点で、監査等委員会設置会社や監査役会設置会社において任意の指名（諮問）委員会を設置した場合と区別される。

- (iv) 他方、【B案】に対しては、指名委員会の権限に関する会社法の規律が複雑になることが懸念されるという意見があった。さらに、上記②の勧告・発議機関型を選択した場合には、指名委員会に取締役の選任及び解任に関する株主総会における意見陳述権を付与することと引換えに、現行の指名委員会の権限を弱めることを可能にするも

²⁹ 《https://hcge.fr/wp-content/uploads/2023/09/Afep_Medef_Code_revision_2022_EN.pdf》参照。

³⁰ ニューヨーク証券取引所の上場規則では、指名・コーポレートガバナンス委員会の権限は取締役会が策定する委員会の規則（Charter）に規定することとされている（NYSE Listed Company Manual 303A.04(b)(i)参照）。

のであることがコーポレートガバナンスの後退と評価されるとの懸念もあり得る。

しかしながら、①【B案】については、取締役会の過半数を社外取締役が占めていることを条件とすることで、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、指名委員会等設置会社を採用することがモニタリング・モデルへのコミットメントになるという性格を弱めないようにするとともに、②当該条件の下で個別の会社のコーポレートガバナンスの状況や志向するコーポレートガバナンスのモデルに応じて制度設計の自由度を確保することが機関設計の選択肢を増やし、コーポレートガバナンス向上の創意工夫を後押しすることにもなると評価することも可能であると考えられる。また、③取締役会が業務執行者の業務執行を監督するというモニタリング・モデルの本来の在り方からすれば、特に社外取締役が取締役会の過半数を占めている場合には、かかる本来の在り方に立ち返って、取締役の人事についての決定権（株主総会に付議すべき選任・解任議案に係る取締役候補者の決定権限）を監督機関である取締役会に持たせることは、むしろ自然であるとも考えられ、少なくともその途を選択できるようにすることは、必ずしもコーポレートガバナンスの後退と評価されるものではないと考えられる。

この他、【B案】に対しては、当研究会において、取締役会が、指名委員会の権限を任意に最終決定機関型から勧告・発議機関型に変更することを認めると、指名委員会の権限が最終決定機関型であるということを前提に取締役選任議案に賛成した株主がいた場合に、その信頼を裏切ることになるのではないかと指摘もなされた。また、別の角度からの指摘として、例えば、指名委員会を前述の最終決定機関型とすることを取締役会で決議していたものの、ある事業年度に指名委員会が会社提案議案の内容を決定した後、その内容を不服とする取締役会が、当該事業年度に係る定時株主総会前に、指名委員会の権限を前述の勧告・発議機関型に変更するとの決議を行い、取締役会が決定した（指名委員会が決定した内容とは異なる）内容の会社提案議案を当該定時株主総会に付議することが可能であるとすれば、たとえ指名委員会を前述の最終決定機関型としていたとしても、取締役会の決議によって（指名委員会を前述の勧告・発議機関型に変更することにより）いつでも取締役会が決定した内容を最終的な会社提案議案とすることが可能であることから、実質的に【A案】と同じではないかとの意見（つまり、【B案】に制度設計上の固有の意義が認められるのかにつき疑問を呈する意見）もあった。このような意見を踏まえると、補足説明（注3）記載のとおり、会社法施行規則により、指名委員会の権限を前述の最終決定機関型又は前述の勧告・発議機関型のいずれとするかに係る取締役会の決議の内容等を当該事業年度に係る事業報告で開示することを義務付けて株主に対して情報提供をすることにより、取締役会が恣意的に指名委員会の権限を変更することを事実上抑止するのが適切ではないかと考えられる。

なお、【A案】と【B案】は必ずしも択一的な選択関係にあるものではなく、【A案】と【B案】のハイブリッド型、即ち、【B案】で前述の最終決定機関型を選択し

た場合であっても、株主総会に付議すべき会社提案議案の内容について取締役会と指名委員会との意見が異なるときは、取締役会がその責任で指名委員会の決定内容の全部又は一部を修正することを認め、かかる修正がなされた場合には、指名委員会は、取締役会による修正後のものを最終的な会社提案議案として株主総会に提出するものとし、その場合には指名委員会には株主総会における意見陳述権を付与する（意見陳述の内容は株主総会参考書類に記載する）ことも考えられるとの意見があった。これに対しては、指名委員会の権限に関する会社法の規律を【B案】以上に複雑にするとの懸念もあり得るが、【B案】よりもさらに制度設計の自由度を高めるものとして、有力な選択肢の一つになり得るとも考えられる。

2 監査委員会の権限等

監査委員以外の取締役又は執行役に対して責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解を決定する権限は監査委員会に、監査委員である取締役に対して責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解を決定する権限は取締役会に、それぞれ付与する。

(注) **監査委員会による訴訟の提起・追行・和解の決定について、全会一致又は多数決のいずれによることとするかは、所要の検討を行うべきである。また、訴訟の追行に関する事項として取締役会で決定しなければならない範囲及び当該決定の委任の可否についても、所要の検討を行うべきである。**

(補足説明)

会社法上、指名委員会等設置会社と取締役又は執行役との間の訴訟について、監査委員以外の取締役又は執行役が訴訟の当事者である場合には監査委員会が選定する監査委員が指名委員会等設置会社を代表し、他方で、監査委員である取締役が訴訟の当事者である場合には取締役会が定める者（株主総会で定めた者がいる場合にはその者）が指名委員会等設置会社を代表すると規定されているが（会社法408条1項）、訴訟の提起・追行・和解に関する意思決定をする権限を有する者については、明文の規定がなく、現行法において必ずしも明らかではない³¹。この点に関して、「代表する」との文言について、単に会社を代表して訴訟行為をする権限（対外的な業務執行の権限）を有するというだけでなく、訴えの提起若しくは取下げ又は和解を含む訴訟に関する全ての意思決定をする権限（業務執行の決定権限）をも有するという趣旨であると解されている³²。

³¹ 和解に関する文脈であるが、竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔Ⅷ・完〕」旬刊商事法務2229号（2020）4頁参照。

³² 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編『新版注釈会社法(6)株式会社の機関(2)』（有斐閣、1987）474頁〔鴻常夫〕参照。

もつとも、かかる解釈は、独任制を採用している監査役設置会社について当てはまり、個々の監査役が会社を代表して取締役に対する訴えを提起する権限を有すると解されていることと異なり、指名委員会等設置会社においては、監査委員会が会社を代表する監査委員を選定しない限り、監査委員以外の取締役又は執行役に対する訴えを提起することができず、監査委員会は組織として監査その他の権限を行使する機関とされていることから、監査委員会が訴えの提起及び取下げ並びに上訴に関する意思決定をする権限を有しているとの解釈論³³が示されている一方で、訴えを提起するか否かの判断は監査委員会を構成する監査委員が行うとの見解もある³⁴。さらに、訴訟を提起した後の個々の訴訟行為については、（個々の訴訟行為に関する監査委員の意思決定が監査委員会の多数派の意図に沿わない場合には、監査委員会は当該監査委員を解職し、新たに会社を代表する監査委員を選定することができることから、実質的には、監査委員会が究極的な意思決定をする権限を有しているともいい得るだろうと指摘するもの）監査委員会を選定した監査委員が意思決定をする権限を有しているとの解釈論が示されている³⁵。このように、訴訟の提起・追行・和解のいずれについても監査委員会が（実質的に）意思決定をする権限を有すると解釈することは可能であると考えられるが、明文の規定がなく、必ずしも解釈上も確立した見解があるとまではいい難いと思われることを踏まえ、意思決定をする権限の所在を明確にすべく、監査委員以外の取締役又は執行役に対する責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解を決定する権限は監査委員会が、また、監査委員である取締役に対する責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解を決定する権限は取締役会が、それぞれ有していることを明文で定めることが考えられる³⁶。

なお、これに関連して、任務懈怠行為等であるとして問題とされている作為又は不作

³³ 岩原紳作編『会社法コンメンタール 9-機関(3)』（商事法務、2014）135頁〔伊藤靖史〕。なお、監査等委員会設置会社に関する会社法 399 条の 7 に関するものとして岩原紳作編『会社法コンメンタール補巻-平成 26 年改正』（商事法務、2019）467 頁〔田中亘〕参照。

³⁴ 青竹正一『新会社法〔第 6 版〕』（信山社、2024）460-461 頁。

³⁵ 監査等委員会設置会社に関する会社法 399 条の 7 に関するものとして、岩原・前掲（注 33）467 頁〔田中亘〕参照。

³⁶ 会社法に明文で定める方法としては、例えば、会社を代表する選定監査委員又は取締役会が定める者は、責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解に関する事項について監査委員会又は取締役会の決議があるときは、それに従わなければならないとの規定を設けることが考えられるが（選定監査委員は、会社及び子会社への調査等に関する事項について監査委員会の決議があるときは、それに従わなければならない旨を定める会社法 405 条 4 項参照）、この点は所要の検討を行う。また、会社法上、会社が、監査委員以外の取締役、執行役等に対する責任追及訴訟における和解をするためには、各監査委員の同意を得なければならないとされているが（同法 849 条の 2 第 3 号）、かかる規律は、会社が取締役等を補助するために当該取締役等の責任追及訴訟に補助参加する場合（同法 849 条 3 項）や、監査委員以外の取締役及び執行役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出する場合（同法 425 条 3 項、426 条 2 項）には各監査委員の同意を得なければならないとされていることを踏まえたものであるとされている（竹林俊憲編著『一問一答 令和元年改正会社法』（商事法務、2020）227 頁）。そのため、本文に記載のとおり、監査委員以外の取締役又は執行役に対する責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解を決定する権限は監査委員会が有していることを明文で定める場合であっても、現行法の規律を改めない限り、監査委員以外の取締役又は執行役に対する責任追及訴訟における和解については各監査委員の同意が必要になると考えられる。

為がなされた時点においては監査委員以外の取締役又は執行役であったが、株主代表訴訟の提訴請求等がなされた時点においては監査委員である取締役となっている者や、これとは逆に、問題となった作為又は不作為がなされた時点においては監査委員である取締役であったが、株主代表訴訟の提訴請求等がなされた時点においては監査委員以外の取締役又は執行役となっている者に対する責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解を決定する権限の所在についても解釈上の疑義がある³⁷ため、併せて、改めて整理した上で、明文の定めを置くか、明確な解釈上の指針を示すことも考えられる。

第3 その他の当研究会で検討・議論した事項

当研究会においては、前記第2の指名委員会等設置会社制度の改善提言に記載した事項のほかに、以下に記載するとおり、①報酬委員会の権限、②監査委員の身分保障・監査委員会の調査協力義務、及び、③任意の委員会の設置権限の法定についても、検討・議論を行った。これらについて、本提言においては、現行の指名委員会等設置会社制度を改善するために制度改正をすべき事項とはしていないが、今後、以下に記載する当研究会における検討・議論の内容も参考としつつ、ガイドライン、解釈上の指針その他のソフトローの策定、実務上の運用の改善等に向けた検討が行われることを強く期待したい。

1 報酬委員会の権限

報酬委員会の権限については以下のとおりとすることでどうか。

(現行の指名委員会の権限を見直す場合でも) 取締役及び執行役の個人別の報酬等

³⁷ 会社法 386 条 1 項 1 号は、「監査役設置会社が取締役（取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合」において、当該訴えについて監査役設置会社を代表する者を定める条文であり、また、同法 408 条 1 項は、「指名委員会等設置会社が執行役（執行役であつた者を含む。以下この条において同じ。）若しくは取締役（取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は執行役若しくは取締役が指名委員会等設置会社に対して訴えを提起する場合」において、当該訴えについて指名委員会等設置会社を代表する者を定める条文である。従って、かつて取締役又は執行役であった者については、その者が現在は監査役又は監査委員である取締役となっていたとしても、①監査役設置会社の場合は会社法 386 条 1 項 1 号に基づき監査役が、②指名委員会等設置会社の場合は同法 408 条 1 項 2 号に基づき監査委員会が選定する監査委員が、それぞれ当該訴訟において会社を代表することになる旨は明らかであると解される。それ故、責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解を決定する権限についても、原則として、①の場合には監査役、②の場合には監査委員会が、それぞれ有しているものと解される。しかし、かつて取締役又は執行役であつて現在は監査役又は監査委員である取締役となつており、かつての取締役又は執行役の在任中における任務懈怠行為等が問題とされている者に対する責任追及訴訟等の訴訟の提起・追行・和解を決定する権限について、かつて取締役又は執行役であったことを理由に監査役又は監査委員会が有していると解することは、利益相反性が高く、馴染みの問題もあるため、明文もない以上、業務執行に関する意思決定権の所在に関する原則に立ち返って、取締役会が有しているものと考えたべきではないのかということが問題となり得る。

の内容を決定するとの現行の報酬委員会の権限は見直さない。

(補足説明)

- (i) 会社法上、指名委員会等設置会社においては、報酬委員会が取締役及び執行役（以下、総称する場合には「執行役等」という）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めた上で当該方針に従って執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有する一方で（会社法 404 条 3 項、409 条）、監査等委員会設置会社や監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）においては、同様に取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めることが義務付けられるものの（同法 361 条 7 項）、取締役の報酬等は株主総会の決議事項とされている（同条 1 項）。もっとも、監査等委員会設置会社や監査役会設置会社における取締役の報酬等の定め方については、実務上、株主総会では報酬等の総額や（株式報酬の場合には）発行する株式の上限数等の報酬等の上限額を決議し、個人別の具体的な報酬等の内容は当該上限額の範囲内において取締役会等にその決定を委任する旨の運用がなされている。さらに、実務上は、取締役相互間のプライバシー等に配慮して、取締役の個人別の具体的な報酬等の内容の決定を取締役会ではなく、取締役会から再一任を受けた代表取締役社長や、報酬等の決定プロセスの客観性・独立性・透明性を確保する観点から社外取締役が過半数を占める任意設置の報酬（諮問）委員会等が行うものとしている会社も、相当数存在している。例えば、2023 年 6 月末時点の日経 225 採用企業における指名委員会等設置会社以外の会社 187 社を対象とした調査によれば、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任している会社の割合は 63.6%（119 社）であり、そのうち、委任先を社長としている会社の割合は 62.2%（74 社）、報酬（諮問）委員会としている会社の割合は 31.9%（38 社）であったとされている³⁸。このように、実務上、監査等委員会設置会社や監査役会設置会社においては、必ずしも取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容の決定を行っているわけではなく、その決定を社長や報酬（諮問）委員会等に委任している会社が相当数存在することからすると、指名委員会等設置会社においても、報酬委員会の決定を取締役会で覆すことができるとする制度改正を望む実務上のニーズは（指名委員会の場合と比べると）それほど高くないのではないかとも思われる。

そこで、現行の指名委員会の権限を見直す場合でも、現行の報酬委員会の権限は見直さないこととした。

- (ii) 監査等委員会設置会社や監査役会設置会社における取締役の報酬等は株主総会の決議事項とされているが（会社法 361 条 1 項）、その趣旨は、取締役同士の馴れ合いに

³⁸ HR ガバナンス・リーダーズ株式会社「上場企業における経営者報酬制度の設計・開示状況一日経 225 社、スタンダード・グロース市場上場企業各 50 社（2023 年 6 月時点）」資料版／商事法務 476 号（2023）65 頁。

よって報酬額をつり上げる弊害を防止すること（いわゆるお手盛りの防止）にあると説明されている³⁹。他方で、指名委員会等設置会社においては、報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、株主総会の決議事項とはされていないが、その趣旨は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会で執行役等の個人別の報酬等の内容を決定することから、報酬等の総額を株主総会で決議しなくともお手盛りの危険はないと考えられるためであると説明されている⁴⁰。このように、指名委員会等設置会社においては株主が執行役等の報酬等の決定に関与する制度的な仕組みがないため、当研究会においては、役員報酬の決定に株主が関与する機会を認めることで、報酬委員会に対して株主の目線に沿った役員報酬の設計・運用をするインセンティブを付与し、株主による役員報酬に対する監督の実効性を確保する観点から、執行役等の個人別の報酬等の内容につき株主総会の勧告的決議により株主が意見表明をする制度（いわゆる Say on Pay の制度）⁴¹を設けることも考えられるとの意見があった。これに対しては、少なくとも現在の実務を前提とすると、株主総会の前に執行役等の個人別の報酬等の内容が必ずしも十分には開示されていないため、Say on Pay の実効性には疑問があるとの意見や、執行役等の個人別の報酬等が適切でないと株主が判断した場合には、報酬委員である取締役の選任議案に対して反対の議決権を行使することができるため、Say on Pay の制度は不要であるとの意見もあった。これらの意見を踏まえて、Say on Pay の制度化は改善提言に含めないこととした。

2 監査委員の身分保障・監査委員会の調査協力義務

（監査委員の身分保障）

指名委員会等設置会社についても、監査等委員会設置会社と同様に、監査委員である取締役の任期は2年、監査委員以外の取締役の任期は1年としてはどうか。

（監査委員会の調査協力義務）

監査委員会が監査委員以外の取締役又は執行役に対して責任追及訴訟等の訴訟を提

³⁹ 落合誠一編『会社法コンメンタール8－機関(2)』（商事法務、2009）148頁〔田中亘〕。

⁴⁰ 始関・前掲（注4）95頁。

⁴¹ 現行の会社法上、株主は株主総会の勧告的決議を求める株主提案をする権利を有しない（即ち、会社は勧告的決議を求める株主提案を拒絶できる）と解されていることに鑑み（岩原紳作編『会社法コンメンタール7－機関(1)』（商事法務、2013）42－43頁〔松井秀征〕、田中亘『会社法〔第4版〕』（東京大学出版会、2023）174－175頁等。また、取締役会設置会社において、勧告的決議を求める株主提案は法令違反であるとして、株主提案議案の要領記載請求等を認めなかった原審決定に対する抗告を棄却した東京高決令和元年5月27日資料版／商事法務424号118頁〔ヨロズ株主提案議題等記載仮処分申立事件〕及び勧告的決議を議題とする臨時株主総会招集許可申立てを不適法として却下した名古屋地決令和3年7月14日資料版／商事法務451号121頁〔日邦産業株主総会招集許可申立事件〕参照）、Say on Pay の制度を設ける場合には、当該制度との関係に限って、株主総会の勧告的決議を求める株主提案をすることができる旨を明文で定めることも考えられる。

起・追行する場合には、取締役会、取締役及び執行役に対して監査委員会が行う調査や訴訟追行のための資料収集についての積極的な協力義務を負わせることとし、調査妨害や非協力に対する罰則を大幅に強化してはどうか。

- (注) 指名委員会等設置会社の取締役を監査委員である取締役と監査委員以外の取締役の二種類に分け、その任期を異なるものとする場合には、監査等委員会設置会社と同様に、監査委員である取締役と監査委員以外の取締役とを区別して株主総会で選任することになると思われるが、この場合、(a)指名委員会の権限を、株主総会に提出する監査委員である取締役及び監査委員以外の取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する（指名委員会に、取締役のうち誰を監査委員とするかについての決定権限を付与する）こととした上で、監査委員会に監査委員である取締役の選任議案への同意権や監査委員である取締役の選任議題・議案の株主総会への上程請求権等を付与するか、(b)指名委員会の権限は、株主総会に付議すべき取締役の選任及び解任に関する会社提案議案の内容を決定することのみとし、それらの者を監査委員である取締役とするか監査委員以外の取締役とするかは取締役会が決定することとするかは、所要の検討を行う。

(補足説明)

- (i) 近時、オリンパス、東芝、スルガ銀行、関西電力など、現・元取締役・執行役及び/又は監査役・監査等委員・監査委員の任務懈怠が問題となった事案につき、株主代表訴訟を俟つことなく、会社自らが責任追及訴訟を提起する事例が着実に増加しており、中には、最高裁において元会長ら 3 人に対して約 594 億円の賠償を命じる判決が確定した事例（オリンパス責任追及訴訟事件。最一小決令和 2 年 10 月 22 日判例集未登載）も登場している。

しかしながら、取締役の責任減免等の制度が定められた平成 13 年 12 月商法改正や指名委員会等設置会社制度が導入された平成 14 年商法改正の時点では、株主代表訴訟に依らずに会社自らが責任追及訴訟を提起する事案がほとんど存しなかったこともあって、現・元取締役・執行役及び/又は監査役・監査等委員・監査委員の任務懈怠が問題となった事案において、会社自らが責任追及訴訟を提起する場合につき、立法当時においてあまり想定しなかった事態や論点も現れるに至っている。例えば、現・元取締役又は執行役と親しい監査委員がそのような個人的な関係を理由に責任追及訴訟の提起に反対するという事態や、他方で、社長を中心とする執行側が同僚である（又は同僚であった）現・元取締役又は執行役に対して監査委員会が責任追及訴訟を提起することを阻止すべく、責任追及訴訟の提起に賛成する監査委員を解職し、執行側に与する監査委員である取締役をもって監査委員会を構成しようとするといった事態である。この点、別の研究会においては、同様の問題事例を見聞きしたことがある旨のコメントがなされていたところである。

このうち、前者の問題については、責任追及訴訟の提起に反対する監査委員を取締役会の決議によって解職し、その提起に賛成する取締役を監査委員に選定することで一応の対処が可能であるが、後者の問題については、指名委員会等設置会社の場合には、監査委員である取締役の任期は、他の取締役と同様に1年であって、その上、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役や監査役会設置会社における監査役のような、監査等委員である取締役又は監査役の選任、解任若しくは辞任についての意見陳述権（会社法342条の2第1項、345条1項・4項）、監査等委員である取締役又は監査役の選任議案への同意権（同法343条1項、344条の2第1項）、及び監査等委員である取締役又は監査役の選任議題・議案の株主総会への上程請求権（同法343条2項、344条の2第2項）は監査委員会には付与されておらず、その身分保障は極めて脆弱であるため、対処のしようがない⁴²。そこで、当研究会では、上記のような問題に対処すべく、監査委員の身分保障を強化するために、指名委員会等設置会社についても、監査等委員会設置会社と同様に、取締役を二種類に分け、監査委員である取締役の任期は2年とする一方で、監査委員以外の取締役の任期は1年とし⁴³、さらに、その場合に、(a)指名委員会の権限を、株主総会に提出する監査委員である取締役及び監査委員以外の取締役の選任及び解任に関する会社提案議案の内容を決定する（指名委員会に、取締役のうち誰を監査委員とするかについての決定権限を付与する）こととした上で、監査等委員や監査役の場合と同様に、監査委員会に監査委員である取締役の選任議案への同意権や監査委員である取締役の選任議題・議案の株主総会への上程請求権等を付与するか、(b)指名委員会の権限は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する会社提案議案の内容を決定することのみとし、それらの者を監査委員である取締役とするか監査委員以外の取締役とするかは取締役会が決定する（監査委員の選定・解職はあくまで取締役会の権限に留保する）かについて検討を行った。

このような監査委員の身分保障の強化に関する改正案に対しては、一部賛同する意見はあったものの、①監査委員の身分保障を強化する方向の議論は、監査役及び（監査役制度を意識した）監査等委員（会）といった日本特有の制度・観点の延長にあるものであり、監査委員（会）について制度改正を行う際には、日本特有の制度・観点をどこまで残すか、それともグローバルスタンダードに近いものとする方向で検討するかという視点も必要であるとの意見、②監査委員の任期についてのみ期間を伸長する改正を行うと監査等委員会設置会社との区別が不明瞭となるとの意

⁴² 太田洋「ビジネス法務雑感(3) 監査等委員会による責任追及訴訟とコーポレートガバナンスの課題」産業経理83巻1号(2023)153頁参照。

⁴³ 現行の会社法上、指名・報酬・監査の各委員会の委員を兼任することは禁止されていないが（会社法400条参照）、取締役を監査委員である取締役と監査委員以外の取締役の二種類に分ける場合、監査委員会の委員と指名委員会及び/又は報酬委員会の委員を兼任することを禁止するかについては、所要の検討を行う。

見、③実務上の問題意識は理解できるが、監査委員の身分保障を強化する改正を行うほどに議論が成熟しているとは必ずしもいえないのではないかとの意見があった。このような意見を踏まえて、監査委員の身分保障の強化については、現行の会社法上の機関設計の在り方全体の見直しと併せて長期的な課題として提示することに留めることとし、改善提言には含めないこととした。

もつとも、上記のとおり、実務上、監査委員の身分保障が脆弱であるが故の問題が生じているため、執行側に対する責任追及訴訟の提起に賛成する監査委員を解職し、執行側に与する監査委員である取締役をもって監査委員会を構成しようとするようなことは勿論のこと、監査委員の選定及び解職は（指名委員会ではなく）取締役会の権限であるが（会社法 400 条 2 項）、指名委員会を執行側に与する指名委員で固めた上で、又は、（執行側がそうしなくとも）指名委員会自体が執行側に付度して、執行側に対する責任追及訴訟の提起に賛成する監査委員を次期定時株主総会に付議する会社提案議案における取締役候補者から外したりすることがないよう、実務上、十分注意する必要があると思われる。

- (ii) 同様の問題として、監査委員会が監査委員以外の現・元取締役又は執行役に対して責任追及訴訟を提起・追行する場合、訴訟の提起及び追行のために必要な情報や資料の提供を執行側から受けることや必要な調査につきその協力を得ることが不可欠であるが、訴訟の提起・追行の対象となっている現・元取締役又は執行役と親しい社内の取締役や執行役が、必要な情報や資料を監査委員会になかなか提供しない、又は必要な調査になかなか協力しないといった事態も生じているとの指摘もあるようである。これらは、現行の会社法が、選定監査委員による会社及び子会社への調査権（会社法 405 条）を定めつつも、当該調査に協力しないことに対する制裁が弱い（明文上は、調査妨害について 100 万円以下の過料が課される旨が定められているに過ぎない。同法 976 条 5 号）ためではないかとの意見があった。そこで、当研究会では、監査委員会がその権限を適切に行使することを可能にすべく、監査委員会が監査委員以外の取締役又は執行役に対して責任追及訴訟等の訴訟を提起・追行する場合には、取締役会や取締役及び執行役に対して監査委員会が行う調査や資料収集への積極的な協力義務を負わせたり、調査妨害に対する罰則を大幅に強化したりすることについて検討を行った⁴⁴。

このように明文で監査委員会が行う調査への積極的な協力義務を課したり、調査妨害に対する罰則を大幅に強化したりすることに対しては、①監査委員会の調査権限を定める会社法 405 条の解釈として取締役や執行役に監査委員会が行う調査に協

⁴⁴ なお、本文に記載の問題は、監査等委員会設置会社における選定監査等委員による調査等（会社法 399 条の 3）及び監査役会設置会社における監査役による調査等（同法 381 条 2 項乃至 4 項）についても同様に当てはまるため、指名委員会等設置会社における監査委員会について本文に記載の制度改正を行うのであれば、同様の改正を監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社においても行うことが考えられる。

力する義務があると解することが可能ではないかという意見や、②実務上の問題意識は理解できるが、調査妨害に対する罰則を大幅に強化することが問題解決や改善に繋がるのか必ずしも明らかではないという意見があった。このような意見を踏まえて、監査委員会が行う調査への積極的な協力義務や調査妨害に対する罰則の大幅な強化は改善提言には含めないこととした。

もともと、上記のとおり、実務上、訴訟の提起・追行の対象となっている現・元取締役又は執行役と親しい社内の取締役や執行役が、必要な情報や資料を監査委員会になかなか提供しない、又は必要な調査になかなか協力しないといった事態も生じているとの指摘があることを踏まえ、取締役及び執行役には、会社法 405 条に基づき監査委員会が行う調査や資料収集への積極的な協力義務があることを、ガイドライン、解釈上の指針その他のソフトローの策定を通じて明確にすることが強く期待される。

3 任意の委員会の設置権限の法定

取締役会が、指名・報酬・監査の 3 委員会以外に、一定の事項について（取締役会に代わって）会社を拘束する決定をする権限又は発議（取締役会への提案）・勧告をする権限を有する取締役会の内部委員会の設置・改廃を決定できる旨の明文の規定を会社法に設けることとしてはどうか。

（補足説明）

コーポレートガバナンスにおける ESG やサステナビリティの重要性が増すにつれて、欧米では、任意に、取締役会の内部委員会として設置される委員会として、取締役で構成される「サステナビリティ委員会」（このように監督側に置かれるものを「サステナビリティ・ガバナンス委員会」と呼ぶこともある）を設置する動きが広がっている⁴⁵。このような取締役会の内部委員会としてのサステナビリティ委員会は、日本企業によくあるような、CEO が経営判断の参考にしたり、社内で議論したりするための執行側に置かれる純粋な社内委員会ではなく、ESG やサステナビリティ課題に関する長期戦略の立案や ESG 目標の達成等に責任を有する委員会である。

この点、わが国でも、東証が取りまとめたコーポレートガバナンス・コードの原則 4-10 において、上場会社は、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより統治機能のさらなる充実を図るべきであるとされ、また、経済産業省が 2022 年 7 月に改訂した「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」において、取締役会の機能強化を目的に設置される委員会として、「サステナビリティ」に

⁴⁵ 米国 S&P100 登載企業と英国 FTSE100 登載企業のうち、2022 年時点で既にそのうち 3 割弱又は 5 割弱がこのようなサステナビリティ委員会を設置していたが、英国 FTSE100 登載企業については、2024 年にはその割合は 5 割を超えるに至っている（日本総合研究所・前掲（注 7）21-22 頁）。

係る取組みの監督を行う委員会等が例示されたこと等がきっかけとなって、味の素、ファーストリテイリング、三井住友フィナンシャルグループ、大成建設、戸田建設等のように、必置 3 委員会と並ぶ取締役会の第 4 の内部委員会として、このようなサステナビリティ委員会を設置する上場会社は徐々に増加している。しかしながら、その割合は、TOPIX100 登載企業に限っても、2024 年現在で約 1 割に留まっている⁴⁶。ESG やサステナビリティの重要性が益々増していく中で、今後はこのような動きがさらに加速していくものと思われる⁴⁷。

もともと、わが国では、会社法上、指名委員会等設置会社であっても、必置 3 委員会以外に任意の委員会を設置する根拠規定がないため、現行の会社法ではかかる内部委員会の法的位置付けが不明確であり、また、かかる内部委員会の決定等がどのような法的効果ないし法的意味を有するのかも不明であるとの指摘がある⁴⁸。

そこで、当研究会においては、わが国においても、このような取締役会の内部委員会を設置することが個別の会社毎にコーポレートガバナンスを向上させる実務上の工夫として既になされている現状も踏まえて、その法的な位置付けを明確にしながら、個別の会社のニーズに応じて多様な委員会を設置するなどの柔軟な制度設計を行うことを可能にすべく⁴⁹、指名委員会等設置会社について、取締役会が、（特に定款によることなく

⁴⁶ 日本総合研究所・前掲（注 7）19 頁。

⁴⁷ 取締役会の内部委員会として、英米では、サステナビリティ委員会のほかにも、リスク委員会（Risk Committee）、ファイナンス委員会（Finance Committee）、科学技術委員会（Science & Technology Committee）等を設置している事例が多数見られる（英国については Spencer Stuart, 2023 UK Spencer Stuart Board Index Highlights, at 5-6、米国については Spencer Stuart, 2023 U.S. Spencer Stuart Board Index, at 36 参照。この他、太田洋=松平定之「米国上場企業のコーポレート・ガバナンスに関する最新動向〔下〕」旬刊商事法務 1960 号（2012）53-54 頁も参照）。

⁴⁸ 米国においては、各州の会社法の規定（例えば、デラウェア州一般会社法 141 条(c)項(2)号）に従って、定款又は附属定款に定めることにより、取締役会に内部委員会を設置し、取締役会の権限のうち任意の権限を授権することができる（言い換えれば、定款又は附属定款に定めることにより、内部委員会に会社を拘束する決定をする権限を付与できる）ものとされている。しばしば話題に上る訴訟委員会も、そのような会社を拘束する決定権限を授けられた内部委員会として組成される。

⁴⁹ 個別の会社のニーズに応じて柔軟な制度設計を行うことを可能にする観点からは、取締役会が、その役割や機能を迅速かつ効果的に発揮するためには、任意の委員会に一定の事項について（取締役会に代わって）会社を拘束する決定をする権限を付与するのが適切であると判断した場合には、そのような授権を可能とすることが望ましいと考えられる（デラウェア州一般会社法 141 条(c)項(2)号参照。なお、加藤貴仁ほか「座談会 コーポレートガバナンス改革と上場会社法制のグランドデザイン〔IV〕」旬刊商事法務 2297 号（2022）40 頁〔加藤貴仁発言〕参照）。

50、取締役会の決議をもって) その内部委員会として、一定の事項について(取締役会に代わって) 会社を拘束する決定をする権限又は発議(取締役会への提案)・勧告をする権限を有する委員会の設置又は改廃の決定をすることができる旨の明文の規定を設けることについて検討を行った⁵¹。

このように、上記のような権限を有する任意の委員会の設置又は改廃を決定することができる旨の明文の規定を設けることに対しては、①地政学上のリスクの高まりや、ESG やサステナビリティの重要性が益々増していく中で、個別の会社がそれぞれのニーズに応じて多様な委員会を設置し、これらの問題に迅速かつ臨機応変に対応することを後押しすることに繋がるため望ましい(また、規定を置くことで、脚注 51 記載のように、かかる委員会が設置された場合における事業報告等での開示義務等を会社法施行規則で定めることも容易になるように思われる)との意見があった一方で、②現行の会社法においても取締役会の諮問機関としての性格を有する委員会を任意に設置することは可能であるため、敢えて明文の規定を設ける必要はないとの意見や、③現行の会社法の下でも個別の会社毎に必要と考えられる任意の委員会の設置・運営はできており、実務上、立法による対応が必要になるほどの課題ないし不都合はないとの意見があった。このような意見を踏まえて、任意の委員会の設置権限の法定は改善提言には含めないこととした。

もっとも、上記のとおり、サステナビリティ委員会を例にとると、わが国においては、必置 3 委員会と並ぶ取締役会の第 4 の内部委員会として設置する上場会社の数は徐々に増加しているが、その割合は、欧米と比較すると低い水準に留まっているため、サステナビリティ委員会に限らず、現行の会社法上、必置 3 委員会と並ぶものとして取締役会の内部に委員会を任意に設置することが可能であることや、その有用性について、ガイドライン、解釈上の指針その他のソフトローの策定を通じて広く周知されることが強く期待される。

以上

50 現行の会社法上、指名委員会等設置会社だけでなく、株式会社全般について、取締役会の内部委員会として任意の委員会を設置したとしても、かかる委員会は、取締役会に代わって業務執行に係る意思決定を行う権限を有しないとされている(会社法 416 条 3 項等参照)。もっとも、定款の定めによって、当該委員会の所管事項については、当該委員会の承認を経れば法定の取締役会の決議要件(同法 369 条 1 項)による決議で会社の意思決定とすることができるが、当該委員会の承認を得ていない議案は取締役会において法定の決議要件を上回る特別の決議要件(同法 369 条 1 項括弧書)による決議を経なければ会社の意思決定とならない等と定めることで、任意設置の委員会に相当強い権限を与えることは可能である旨が指摘されている(江頭憲治郎『株式会社法〔第 9 版〕』(有斐閣、2024) 596 頁注 2)。

51 取締役会がその内部委員会として一定の権限を有する委員会の設置又は改廃の決定をすることができる旨の明文の規定を設ける場合、当該委員会の構成員等に関する一般的なルール(例えば、委員を取締役に限るか否か)を併せて規定することや、そのような規定は設けずに取締役会の決定に委ねることが考えられるが、この点は所要の検討を行う。また、取締役会の内部委員会として任意の委員会を設置した場合には、その設置の目的・理由、構成員、その権限等の一定の事項を開示することを義務付けることも考えられるが、そのような開示の義務を会社法に規定するのか、それともコーポレートガバナンス・コード等のソフトローで対応するのかについても、所要の検討を行う。

別紙 1

指名委員会等設置会社制度の改善に関する研究会

座長	淡輪 敏	三井化学株式会社 取締役会長
メンバー	藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	飯田 秀総	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	齊藤 真紀	京都大学大学院 公共政策連携研究部 教授
	伊藤 邦雄	一橋大学 CFO 教育研究センター長、一橋大学名誉教授
	星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科 教授
	大田 弘子	政策研究大学院大学 学長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所 理事長
	竹澤 香織	ソニーグループ株式会社 執行役員 法務、コンプライアンス、プライバシー担当
	影浦 智子	オリックス株式会社 執行役（関西経済連合会 コーポレート・ガバナンス委員会 副委員長）
	松崎 正年	ユニカミノルタ株式会社名誉顧問、ウシオ電機株式会社取締役会議長
	立石 文雄	オムロン株式会社 前取締役会議長
	佃 秀昭	株式会社ボードアドバイザーズ 代表取締役社長
	江良 明嗣	ブラックロック・ジャパン株式会社 インベストメント・スチュワードシップ部長 マネージング・ディレクター
	神林 比洋雄	プロティビティ LLC 会長兼シニアマネージングディレクター
	太田 洋	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士

(敬称略)

オブザーバー 法務省、金融庁、経済産業省、東京証券取引所

事務局 一般社団法人 日本取締役協会

以上